

太陽産業株式会社「南愛媛第一風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成25年9月20日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「南愛媛第一風力発電事業環境影響評価準備書」について、太陽産業株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛媛県宇和島市及び南宇和郡愛南町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：22,000kW※

（定格出力2,000kW級の風力発電設備を11基設置）※

※事業者による見直し後の値を記載

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価準備書＞

住民意見の概要等届出受理	平成25年 4月24日
愛媛県知事意見受理	平成25年 6月28日
環境大臣意見受理	平成25年 8月30日

（注）本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号）の施行に伴う経過措置により、住民意見の概要等届出、環境影響評価準備書に対する関係都道府県知事意見及び環境大臣意見の受理以降の手続を電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき実施している。

問い合わせ先：電力安全課 磯部、日野

電話03－3501－1742（直通）

**【太陽産業株式会社「南愛媛第一風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告内容】**

第 1 基本的事項

1. 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、アセス法、電事法及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）の規定に基づき、環境影響評価の項目、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにこれらの結果等、必要な事項を遺漏なく記載すること。特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。
2. 環境影響評価の項目の選定に当たっては、本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、主務省令別表第5の参考項目を勘案し適切に選定するとともに、その選定理由を明確にすること。
3. 環境影響評価の調査・予測に当たっては、主務省令別表第10の参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査・予測の妥当性を明らかにし適切に実施すること。また、評価に当たっては、調査及び予測の結果並びに環境保全措置等を踏まえ、評価の根拠及び検討経緯を明らかにし、対象事業の実施による環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるか及び環境の保全についての配慮が適正になされているものであるかを検討すること。

第 2 個別事項

1. 対象事業実施区域周辺に他の風力発電所が存在する場合、若しくは設置が計画されている場合、又は既存の風力発電所において風車を増設する場合は、環境への影響が複合的なものになるおそれがあることから、本事業単独の環境影響評価だけでなく、これらを含めた複合的な影響についても環境影響評価を実施すること。
なお、複合的な影響のおそれがないと判断した場合においては、その理由について具体的に評価書に記載すること。

2. 騒音及び超低周波音については、必要に応じて、風力発電設備の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について定量的に予測及び評価すること。

特に、騒音のうち低周波音帯についてはその影響や対策の効果に不確実性があることから、供用後も含めて騒音及び超低周波音の事後調査の実施及びその結果を踏まえた環境保全措置について検討し、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

3. 重要な鳥類等の繁殖・営巣調査について、本事業では繁殖・営巣の可能性を把握するために必要な調査地点、調査時期及び調査回数が確保されていない。

このため、重要な鳥類等の動向を把握するために必要な調査地点、調査時期、調査回数等の調査の実施手法について、専門家等からの意見を反映し、重要な鳥類等に対する適切な追加調査を実施すること。

また、これらの調査結果を取りまとめて評価書に記載するとともに、予測及び評価の検討にあたり専門家等からの意見を反映し、定量的な手法を用いて検討を行うこと。

なお、衝突確率の算出については、回避率についての知見が十分ではないこと等から、不確実性が大きいことを考慮すること。

4. 対象事業実施区域近傍では他の風力発電施設の設置が予定されている。一方、対象事業実施区域周辺は1日あたり最大1,000羽以上のサシバの渡りが確認されており、これらの渡りをする鳥類に対して本事業は障害となることが懸念されることから、調査、予測及び評価に当たっては観音岳周辺から篠山に至る地域を含む周辺地域における風力発電事業を調査、整理し、複合的影響について予測及び評価を行い、具体的に評価書に記載すること。

5. 重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避、低減する観点から、風力発電設備等の配置や構造の変更や鳥類の誘引が確認された場合の風力発電設備等の配置や鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの意見を踏まえて再検討するとともに、供用後も含めて事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、近傍風力発電事業者との情報共有及び必要な措置について検討すること。

6. 対象事業実施区域内の稜線沿いにおいて、アカガシを主体とした照葉樹林が現存しているが、現行計画では、風力発電設備の設置や取付道路の整備が当該照葉樹林に集中することにより、これら照葉樹林が改変を受け縮小することから、これを回避・低減するべく、照葉樹林の改変面積を最小限とする風力発電設備及び取付道路の配置を再検討すること。
7. 工事中及び施設供用中における土砂や濁水の流出防止対策を確実に実施するとともに、工事関係者への重要な種の周知等の環境保全措置について適切に講じること。
8. 風力発電施設による景観、希少野生動植物等への影響については、立地する自治体の区域のみならず、広範な範囲において影響が及ぶおそれがあることから、対象事業実施区域に位置する宇和島市津島町及び南宇和郡愛南町周辺の自治体及び住民等に対する情報提供及び意見聴取を実施し、当該意見を踏まえ、評価書を作成すること。